

第 12 号 議 案

令和 8 年度長崎県国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度長崎県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ147,178,528千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令 和 8 年 3 月 11 日 提 出

長 崎 県 知 事 平 田 研

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 38,310,597
	1 負担金	38,310,597
2 国庫支出金		41,044,619
	1 国庫負担金	25,952,757
	2 国庫補助金	15,091,862
3 財産収入		38,205
	1 財産運用収入	38,205
4 繰入金		8,112,112
	1 一般会計繰入金	8,112,112
5 繰越金		2,006,845
	1 繰越金	2,006,845
6 諸収入		57,666,150
	1 雑入	57,666,150
歳入合計		147,178,528

第1表 歳入歳出予算  
歳出

款	項	金額
1 生活福祉費		千円 147,178,528
	1 社会福祉費	147,178,528
歳出合計		147,178,528

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
総務管理費	令和 9年度	千円 637